

# 公益社団法人から一般社団法人への法人格移行に関する調査及び検討結果

## 【1】 公益社団法人から一般社団法人への法人格移行を検討する背景

2015年度に開催した「第64回全国大会東北八戸大会」以降、公益社団法人から一般社団法人への移行を調査研究、検証をする流れが生まれました。これは、八戸青年会議所における活動の中で法人格を活かしきれているのかどうか、また今後の活動を見据えた中でこのままで良いのかといった考え方に端を発します。

2016年度に公益法人格の検証を行ったところ、公益社団法人のメリットを活かしきれていないという検証結果が出ていたと同時に、将来的な会員数の減少を背景に外部資金の獲得や税制優遇制度の活用を進めることが大事であるという結果が出ています。また2017年度では、一般社団法人におけるメリットとデメリットを挙げ、八戸青年会議所における活動の方向性と共に、法人格の移行について今一度考えていく必要があるといった検証結果が出ています。

創立60周年という節目を迎え、新たな未来ビジョンを創り出し、明るい豊かな社会の実現に向けてラブはちのへ運動を展開していく八戸青年会議所として、時代に即した効果的な活動が求められます。公益社団法人から一般社団法人への法人格移行に関し、八戸青年会議所の現状を鑑み、そのメリット、デメリットについて調査し、しかるべき方向性を検討する必要があります。

## 【2】 一般社団法人移行時のメリット

### ① 公益目的事業比率50%以上での予算組みを行う必要がなくなる。

→ 公益目的事業比率を気にすることなく事業計画を組み立てる事ができるため、「会員の資質の向上」や「青年経済人としての知識や学びを得る機会」などを目的とする対内事業に、より多く予算を使用することができます。また事業構築の自由度が大きく広がります。

### ② 機動的で柔軟な事業内容の変更がしやすくなる。

→ 当該年度中に時事的な課題、問題に即した事業の追加や、事業内容の変更を行う際に実施しやすくなります。現状では年間事業計画を行政に提出していること、公益目的事業比率を維持しなければならないことから、事業計画の変更には大きな労力と時間を要してしまいます。

### ③ 公益認定法による財産の取り扱いの規制が無くなる。

→ 公益認定法では、公益法人の財産の取り扱いに関する規制があります。公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること（公益認定法第5条6号）、公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない（公益認定法第14条）とあり、また、「具体的な用途が決まっている内部留保された財産（遊休財産）は、年間の公益目的事業の費用を超えて保有してはならないという制約もあります。現在、八戸青年会議所では遊休財産額は年間の公益事業の費用を下回っており、基本的に収益を目的とする事業行っていないため、公益認定法による財産の取り扱いの規制にかかることはなく、財産の取り扱いに注意することはありません。一般社団法人に移行することで、保有財産への規制が無くなるため、将来的な会員減少に備えた財務バランスの構築や、今後、コンベンションなどを行う際に対応しやすくなります。

④ **法人運営する際の制約が少なくなる。**

→ 複雑かつ専門的な公益法人会計について、担当が一から学ぶ必要がなくなるため人的負担が軽減でき、公益社団法人としての手続きや会計処理の知識の引継ぎを行うことなく、企業で行っている会計処理に近い形で行えることから、単年度制の組織だとしてもスムーズに次年度へ移行できます。

**【3】 一般社団法人移行時のデメリット**

① **公益法人で得られる社会的評価・信用が低下する。**

→ 八戸青年会議所はこれまで行ってきた活動において、行政だけでなく、広く市民からも信頼を得られていると考えます。しかしながら、法人格移行により、おまつり広場への八戸市からの補助金や、2018年度に獲得した「公益財団法人むつ小川原地域産業振興財団 平成30年度むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業」などの助成金等の獲得時に不利益を被る可能性があります。

② **寄付者の税額控除ができなくなるので、寄付からの資金調達の難易度が上がる。**

→ 八戸青年会議所は現段階では寄付金収入を見込んでおらず、会費収入で大部分を賄っているため影響はありません。

③ **公益目的事業費としての「無償の役務の提供」による費用計上がなくなる。**

→ 「無償の役務の提供」とは、各事業において、世間一般的に本来対価を支払うべき役務がメンバーもしくは地域ボランティアの厚志でカバーされている場合、それぞれ労務対価の計算を行った上で相当額を公益目的事業費に算入することができるものです。本来はおまつり広場におけるボランティアなどがそれに当たりますが、八戸青年会議所は計上しておりません。

④ **移行の際、公益目的取得財産残額を事業目的の類似する公益団体や国、地方自治体に寄付又は贈与する必要がある。**

→ 公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める厳格な法人のうち、定款で定めるものに贈与しなければなりません。公益社団法人八戸青年会議所の公益目的取得財産残高は、-20,273,278円のためこれに該当せず、寄付又は贈与の必要はありません。

⑤ **法人税法上のメリットが減少する。**

→ 公益社団法人は個人や法人からの寄付金に対する控除、収益事業からの収益を公益目的事業へと組み込める「みなし寄付金制度」など税制優遇措置があります。非営利型一般社団法人となる場合は、収益事業には課税されますが、収益事業を行わなければ、公益社団法人と変わらず法人税の優遇措置が受けられます。八戸青年会議所では収益事業は行っておりますが、収益事業における所得が無いため現時点では課税を受けていません。

⑥ **公益認定取消し5年以内は公益認定を受けることができなくなる。(公益認定法第6条第2号)**

→ 今後公益法人格を取り消す場合は、十分な考察とシニアクラブの先輩方、特に公益法人格取得に尽力された先輩方と現役会員の理解を得た上で移行する必要があります。

#### 【4】 2019年度での検討結果

以上の検証を踏まえ、本年度の検討結果として述べることは、今後の八戸青年会議所に何が望まれているのかを考えることが重要だということです。「一般社団法人」にしる、「公益社団法人」にしる、メリットとデメリットに謳われるのは会計処理及び行政への報告などの事務的な側面と、八戸青年会議所における活動の方向性という側面しかありません。

今までの八戸青年会議所の活動を考えると、一般社団法人の方が公益法人法の制約がなく運営をし易いという一方で、公益社団法人格を継続・維持することは会員の気の緩みの防止や学びの場の確保といった考え方もできます。しかしながら、気の緩みや学びの場というのは、運営する側や会員の意識・設えの問題であり、不確定要素であるとも言えます。CD（社会開発）とLD（指導力開発）はJCの両輪とされていますが、ここ数年のLOMの状況を鑑みた時に、公益比率に縛られるあまり、LDに予算を使う事が難しい状況が続いていると考えます。一般社団法人のメリットでも述べておりますが、入会歴の浅い会員が増えている中で、「会員の資質の向上」や「青年経済人としての知識や学びを得る機会」などを目的とする対内事業に今一度力を入れていく必要があると考えます。

今年の検討結果としては確定要素、不確定要素といった部分を踏まえた上で、活動の自由度が高く、事務的負担の少ない一般社団法人への移行を勧めます。今後の八戸青年会議所の方向性をしっかりと定めた上で、一般社団法人への移行が適当かを見定め、移行手続きへ歩みを進める必要があると考え、2019年度の財政規則審査会議からの法人格変更に関する調査及び検討結果とさせていただきます。

【5】 (仮) 20XX年1月1日一般社団法人としての事業開始フロー

	八戸青年会議所				シニアクラブOB	行政(県)
	財政局	会員	理事会	総会		
20TT年09月			・法人格移行について、 20TT年度理事長より問題提起。			
20YY年01月	・県庁担当者との法人格移行に向けての打合せ。		・法人格移行プロジェクトチームの発足。		・法人格移行についてシニア会長や役員、歴代理事長と、現役の役員や三役会構成メンバーとでの話し合い。	・法人格移行に伴う打合せ。
20YY年02月		・会員全員での意見交換会の場を設ける。(定例会終了後など)	・「法人格移行について」の討議。			
20YY年03月		・会員全員での意見交換会の場を設ける。(定例会終了後など)				
20YY年04月						
20YY年05月	・青森県庁にて公益認定取消しの打合わせ。					・法人格移行に伴う打合せ。
20YY年06月			・「法人格移行について」の審議。			
20YY年07月	・青森県庁にて公益認定取消しの最終打合わせ。			・「法人格移行について」の審議。		・法人格移行に伴う最終打合せ。
20YY年08月	・定款及び諸規定の変更に ついて有識者等と策定。					
20YY年09月	・「公益認定の取消申請書」 の提出。(認定取消日:12月 31日)		・「定款及び諸規定の変 更」について審議。			・「公益認定の取消申請 書」を受領。(手続き処理 期間1カ月程)
20YY年10月						
20YY年11月						
20YY年12月	・「公益認定取消処分通知書」 を受領。			・「定款及び諸規定の変 更」について審議。		・「公益認定取消処分通知 書」の発送。
20XX年01月		・一般社団法人八戸青年 会議所として活動開始。				・法人名変更の登記。(法 務局)